

# 消防法・消防組織法

## 【消防法第1条】

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害に因る被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## 【法律用語】

- ・ **防火対象物**とは、山林または舟車、船きよもしくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物もしくはこれらに属する物をいう。

※建築物等の収容物に限定される。

- ・ **消防対象物**とは、山林または舟車、船きよもしくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物または物件をいう。

※敷地内の立木など建築物等と無関係な物件が入る。

- ・ **関係者**とは、防火対象物または消防対象物の所有者、管理者または占有者をいう。
- ・ **関係のある場所**とは、防火対象物または消防対象物のある場所をいう。
- ・ **舟車**とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟および車両をいう。
- ・ **危険物**とは、別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- ・ **消防隊**とは、消防器具を装備した消防吏員もしくは消防団員の一隊または消防組織法第30条第3項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。
- ・ **救急業務**とは、災害により生じた事故もしくは屋外もしくは公衆の出入する場所において生じた事故または政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送することをいう。

## 【消防組織法第1条】

消防は、その施設および人員を活用して、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

## 【消防の階級】

**消防士** **消防士長** **消防司令補** **消防司令** **消防司令長** **消防監** **消防正監** **消防副監** **消防総監**